

I 人員・運営に関する基準等について

1 人員基準に関する留意点

(1) 従業者の兼務

○指摘事項

管理者が兼務過多の状態になっていた。

○基準[居宅基準省令第93条、第94条]

職種	専従	常勤	兼務規定
管理者	○	○	管理業務に支障がないと認められる範囲で以下の場合 ①当該通所介護事業所の従業者 ②同一敷地内又は道路を隔てて隣接している範囲内にある他事業所の管理者又は従業者
生活相談員	○	※	—
介護職員	○		—
看護職員	○	—	—
機能訓練指導員	—	—	当該通所介護事業所の他の職務

※生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤。

○管理業務に支障があると考えられる場合[解釈通知第3の六 1-(4)⑥]

- ①3職種以上の兼務を行う場合【姫路市独自】
- ②併設事業所で直接提供職員（看護・介護職員等）と兼務する場合

○兼務の可否について

	兼務する他の職種							
	当該通所介護事業所					同一敷地又は隣接する他事業所		
	管理者	生活相談員	介護職員	看護職員	機能訓練指導員	管理者等	・介護職員 ・看護職員 直接提供職員	その他職員
管理者		○	○	○	○	○	×	個別に判断
生活相談員	○		△	△	☆	×	△	
介護職員	○	△		△	☆	×	△	
看護職員	○	△	△		☆	×	△	
機能訓練指導員	○	☆	☆	☆		×	△	

△：勤務の切り分けが必要（常勤の判断が異なる）

- ・当該通所介護事業所：2つの職種の勤務時間を合計して常勤かどうか判断
- ・他事業所：それぞれの勤務時間ごとに判断（それぞれの事業所において非常勤となる）

☆：加算なしの場合は、兼務可。

個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定する場合は、兼務不可。（常勤専従）

個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定する場合は、勤務の切り分けが必要。（専従）

(2) 常勤

○指摘事項

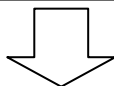
管理者が兼務を認められない業務に従事していたことにより、常勤要件を満たしていなかった。

○基準[解釈通知第2 2-(3)]

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。

<他事業所の職務を兼務する場合>

- ①同一の事業者により併設される事業所の職務であること
⇒運営法人が異なる併設施設（有料老人ホーム等）の職務等は×
- ②当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるもの
⇒利用者に直接サービス提供する職種（介護職員、看護職員、サービス付き高齢者向け住宅で状況把握及び生活相談サービスを提供する職員等）は×



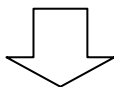
それぞれの事業所での勤務時間の合計が常勤の従業員の勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。

○出張や休暇（休暇等）の取扱い[H14. 3. 28 運営基準に係るQ & A]

- ①常勤の従業員
⇒休暇等の期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業員として取り扱う。
 - ②非常勤の従業員
⇒休暇等の時間は、常勤換算する場合の勤務延時間数に含めない。
- ※常勤・非常勤の判断は、雇用契約上の勤務時間で判断する。

○所定労働時間の短縮措置[育児・介護休業法第23条第1項]

- ①3歳に満たない子を養育する労働者であって、育児休業をしていない者
- ②所定労働時間の短縮措置が講じられている者
- ③利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っていること



当該従業員については、常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能となる。

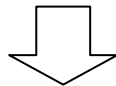
(3) 生活相談員

○指摘事項

生活相談員が休暇、法人内の他の業務で事業所に不在の時間帯や日があった。

○基準[居宅基準省令第93条第1項第1項]

指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数



①配置基準の適否は、サービス提供日ごとに判断

②サービス提供時間帯で生活相談員の業務に従事している時間のみ算入可

⇒研修や休暇で不在となるのは不可

③サービス提供時間を通じた配置は求められていない

○②の例外[解釈通知第3の六 1-(1)④]

利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含むことができる。

- ・サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間
- ・利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間
- ・地域の町内会、自治会、ボランティア団体等を連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間

例) ▶事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合
▶利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合

⇒事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。

○配置例 (P. 6～8)

- ・基準に適合する例・・・例1、例2、例5
- ・基準に適合しない例・・・例3、例4

(4) 看護職員

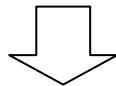
○指摘事項

看護職員の勤務していないサービス提供日があった

○基準[居宅基準省令第93条第1項第2号、第2項]

指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(事業所の利用定員(同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限)が10名以下である場合は、この規定によらない)



- ・事業所の利用定員が11名以上の場合、サービス提供日毎に1名以上配置が必要
※単位ごとの定員ではないことに注意
- ・人員欠如減算は月単位での判断となるが、人員基準違反は提供日ごとの判断
- ・複数単位がある場合は、単位ごとに配置が必要
- ・サービス提供時間を通じた専従配置は求められていないが、密接かつ適切な連携が必要

○訪問看護ステーション等との連携により看護職員を確保する場合[解釈通知第3の六 1- (1)⑥]

①病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、

②サービス提供日毎に利用者の健康状態の確認を行い、

③提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている

場合は、看護職員が確保されているものとする。

⇒上記の内容を盛り込んだ契約を締結すること。

※この場合、当該看護職員は機能訓練指導員等の他の職種とは兼務できない。

(当該事業所の従業者ではないため。)

○②の業務に従事する時間数[H27.4.1 平成27年度介護報酬改定Q&A (Vol.1)]

一概に示すことはできないが、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるようにする必要がある。

○「密接、かつ適切な連携」とは[解釈通知第3の六 1- (1)⑥]

通所介護事業所へ駆けつけることができる(利用者の容態急変に対応できる)体制及び適切な指示が出来る連絡体制を確保すること

○配置例(P.6~8)

- ・基準に適合する例・・・例5
- ・基準に適合しない例・・・例3、例4

(5) 介護職員

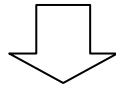
○指摘事項

当日の利用者数に対して必要な介護職員が配置されていない日があった。

○基準[居宅基準省令第93条第1項第3号、第3項]

指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数。

指定通所介護の単位ごとに、介護職員（利用定員10名以下の場合には看護職員又は介護職員）を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。



	利用定員	利用者数	確保すべき介護職員の勤務延時間数
①	10人以下	15人以下	サービス提供時間を通じて1人以上（看護職員でも可）
②	11人以上		サービス提供時間を通じて1人以上
③	16人以上	16人以上	サービス提供時間を通じて1人以上、かつ、 {(利用者数-15)÷5+1}×平均提供時間数

○勤務延時間数とは[解釈通知第3の六 1-(1)③]

当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計
労働基準法第34条で最低限確保すべきとされている程度の休憩時間を含む。
(勤務時間が6時間を超えて8時間まで⇒45分、勤務時間が8時間超⇒60分)

○平均提供時間数とは[解釈通知第3の六 1-(1)⑤]

当該単位における、利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数
※提供時間数は「通所サービス計画上の所要時間」に基づく（実績ではない）

例) 事業所のサービス提供時間 9:00~16:30

利用者	サービス提供時間（計画）	提供時間数
A	9:15 ~ 16:15	7時間
B	9:00 ~ 14:00	5時間
C	13:30 ~ 16:30	3時間
利用者ごとの提供時間数の合計		15時間
平均提供時間数（÷3人）		5時間

○配置例（P. 6~8）

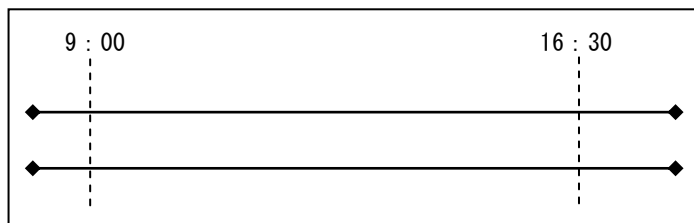
- ・基準に適合する例・・・例1、例2、例4、例5
- ・基準に適合しない例・・・例3

生活相談員、看護職員、介護職員の配置例

注) 説明の簡素化のため、管理者及び機能訓練指導員は省略しています。

例 1) 利用定員 10 名
サービス提供時間 1 単位 9 : 00 ~ 16 : 30 (7 時間 30 分)

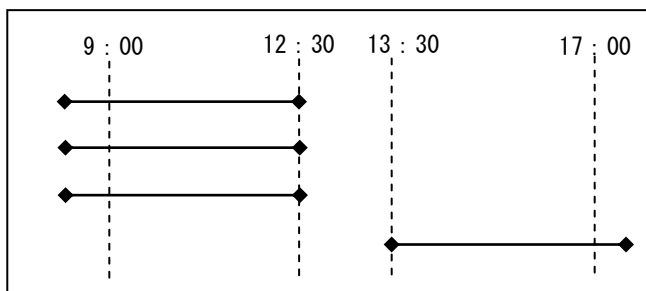
職員	職種	勤務時間
A	生活相談員	8 : 30 ~ 17 : 30
B	介護職員	8 : 30 ~ 17 : 30



職種	配置すべき勤務延時間数	配置された勤務延時間数	基準適合
生活相談員	7 時間 30 分	7 時間 30 分	○
看護職員または介護職員	7 時間 30 分	7 時間 30 分	○

例 2) 利用定員 10 名
サービス提供時間 1 単位 9 : 00 ~ 12 : 30 (3 時間 30 分) 10 名
2 単位 13 : 30 ~ 17 : 00 (3 時間 30 分) 10 名

職員	職種	勤務時間
A	生活相談員	8 : 30 ~ 12 : 30
B	生活相談員	8 : 30 ~ 12 : 30
C	介護職員	8 : 30 ~ 12 : 30
D	看護職員	13 : 30 ~ 17 : 30



職種	配置すべき勤務延時間数	配置された勤務延時間数	基準適合
生活相談員	7 時間	7 時間	○
看護職員または介護職員	7 時間	7 時間	○

《Point》

- 生活相談員は、サービス提供時間を通じた配置でなくてもよい。
- 利用定員 10 人以下の場合、介護職員または看護職員が常時 1 人以上配置される必要がある。

例3) 利用定員 10 名
サービス提供時間 1 単位 9 : 00 ~ 16 : 30 (7 時間 30 分)

職員	職種	勤務時間
A	生活相談員 兼介護職員	8 : 30 ~ 17 : 30



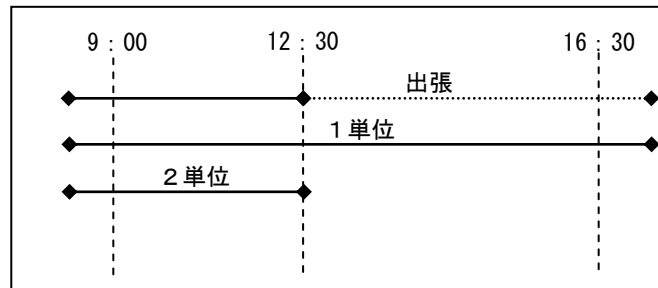
職種	配置すべき勤務延時間数	配置された勤務延時間数	基準適合
生活相談員	7 時間 30 分	7 時間 30 分	少なくとも 一方は×
看護職員または介護職員	7 時間 30 分		

《Point》

- 生活相談員と介護職員はそれぞれ専従する必要がある、同時並行的な兼務は不可。
- それぞれの職種での配置された時間数は、業務の実態を見て判断。

例4) 利用定員 15 名
サービス提供時間 1 単位 9 : 00 ~ 16 : 30 (7 時間 30 分) 10 名
2 単位 9 : 00 ~ 12 : 30 (3 時間 30 分) 5 名

職員	職種	勤務時間
A	生活相談員	8 : 30 ~ 17 : 30
B	介護職員	8 : 30 ~ 17 : 30
C	介護職員	8 : 30 ~ 12 : 30



※Aは午後（12 : 30 ~）出張で外出

職種	配置すべき勤務延時間数又は人数	配置された勤務延時間数又は人数	基準適合
生活相談員	7 時間	3 時間 30 分	×
看護職員	1 単位 1 人	0 人	×
	2 単位 1 人	0 人	×
介護職員	1 単位 7 時間 30 分	7 時間 30 分	○
	2 単位 3 時間 30 分	3 時間 30 分	○

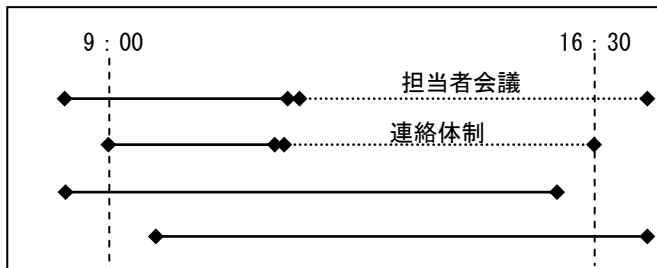
《Point》

- 生活相談員としての業務に従事していない時間帯は、配置された時間数に含めない。
- 看護職員の配置の要否は、単位ごとの利用定員ではなく事業所の利用定員（同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限）で判断する。

例5)

利用定員 20 名（利用者 20 名）
 サービス提供時間 1 単位 9 : 00 ~ 16 : 30（7 時間 30 分） 20 名
 平均提供時間数 6 時間 30 分

職員	職種	勤務時間
A	生活相談員	8 : 30 ~ 17 : 30
B	看護職員	9 : 00 ~ 12 : 00
C	介護職員	8 : 30 ~ 16 : 00
D	介護職員	9 : 30 ~ 17 : 30



※Aは午後（12 : 30 ~）サービス担当者会議に出席で外出

※Bは訪問看護ステーション連携（上記勤務時間外の連絡体制あり）

職種	配置すべき勤務延時間数又は人数	配置された勤務延時間数又は人数	基準適合
生活相談員	7 時間 30 分	7 時間 30 分	○
看護職員	1 人	1 人	○
介護職員	13 時間	14 時間	○

《Point》

- サービス担当者会議への出席は、利用者への相談・援助等の業務に支障がない範囲で、生活相談員の確保すべき勤務延時間数に含めることができる。
- 訪問看護ステーション等との連携により看護職員の確保する場合は、利用者の健康状態の確認を行う時間帯以外は密接かつ適切な連携を図る必要がある。
- 利用者 20 人、平均提供時間数 6 時間 30 分の場合、介護職員が勤務すべき勤務延時間数は、

$$\{ (20 - 15) \div 5 + 1 \} \times 6.5 \text{時間} = 13 \text{時間}$$
 となり
 サービス提供時間帯を通じて 1 人以上確保した上で、サービス提供時間中に 13 時間以上の勤務延時間数を確保すればよい。

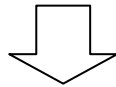
(6) 勤務体制の確保

○指摘事項

- ・ 従業員の勤務表が作成されていなかった。
- ・ 管理者の勤務表が作成されていなかった。
- ・ 事業所ごとに勤務表が作成されていなかった。
- ・ 勤務実績表とその他の記録（タイムカード、給与明細）の間に不整合が見られた。

○基準[居宅基準省令第101条]

指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。



勤務表（予定表及び実績表）は、事業所ごと・月ごとに作成する。

<記載内容>

- ① 従業員の日々の勤務時間
- ② 常勤・非常勤の別
- ③ 専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置
- ④ 管理者や他の職種との兼務関係

等を明確にすること。

2 運営基準に関する留意点

(1) 秘密保持等

○指摘事項

従業者及び従業者であった者との間に、秘密保持誓約書等が作成されていなかった。

○基準[居宅基準省令第105条(第33条準用)]

指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

○「必要な措置」とは[解釈通知第3の一 3-(21)②]

指定通所介護事業所の従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととする。

(2) サービスの提供の記録

○指摘事項

- ①サービス提供時間が記載されていなかった。
- ②実際のサービス提供時間が、通所介護計画上のサービス提供時間と乖離していた。
- ③理美容に要した時間が記載されていなかった。
- ④利用者の都合によるサービスを中止した理由及び時間を記載されていなかった。

○基準[居宅基準省令第105条(第19条準用)]

指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。

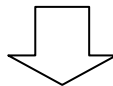
○サービス提供時間の考え方

- ・現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の通所介護を行う為の標準的な時間による。
 - ⇒恒常的に計画上の時間と実際の時間が異なる場合は、計画の見直しが必要。
- ・通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれない。
 - ⇒ただし、居宅内介助を行う場合は、1日30分を限度に含めることができる。

○サービスの中断(いわゆる「中抜け」)について

理美容サービス[H14.5.14 介護保険最新情報 Vol.127]

- ・理美容サービスは介護保険による通所サービスには含まれない
- ・通所サービスとは別に、利用者の自己負担による理美容サービスを受けるのは可能
- ・通所サービスの提供時間には、理美容サービスは含まれない。



サービス提供時間から理美容サービスを除いた時間に応じた所定単位数を算定する

※緊急やむを得ない場合の受診についても同様

○併設医療機関の受診[H15.5.30 介護報酬に係るQ&A]

通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は緊急やむを得ない場合を除いて認められない。

⇒併設医療機関を受診した場合は、その時点でサービス提供が終了となる。

(3) 通所介護計画の作成

○指摘事項

- ①目標やサービス提供内容の達成状況・評価に関する記録がなかった。
- ②外出サービスについて、位置づけがなされていなかった。
- ③送迎を位置づける記載が確認できなかった。

≪「H27.3.27 通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」に掲載された通所介護計画書の様式例≫

【通所介護計画書】

作成日：平成 年 月 日		前回作成日：平成 年 月 日		計画作成者：					
ふりがな	性別	大正 / 昭和		介護認定	管理者	看護	介護	機能訓練	相談員
氏名		年 月 日生 歳							
通所介護利用までの経緯(活動歴や病歴)		本人の希望			障害老人の日常生活自立度				
		家族の希望			正常 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2				
					認知症老人の日常生活自立度				
					正常 I IIa IIb IIIa IIIb IV M				
健康状態(病名、合併症(心疾患、吸器疾患等)、服薬状況等)				ケアの上での医学的リスク(血圧、転倒、嚥下障害等)・留意事項					
自宅での活動・参加の状況 (役割など)									
利用目標									
長期目標	設定日	年	月		目標達成度	達成・一部・未達			
短期目標	設定日	年	月		目標達成度	達成・一部・未達			
	達成予定日	年	月						
サービス提供内容									
目的とケアの提供方針・内容				評価			迎え(有・無)		
				実施	達成	効果、満足度など			
①	月 日 ~ 月 日	実施	達成			プログラム(1日の流れ)			
		一部	一部						
②	月 日 ~ 月 日	実施	達成			(予定時間) (サービス内容)			
		一部	一部						
③	月 日 ~ 月 日	実施	達成						
		一部	一部						
④	月 日 ~ 月 日	実施	達成						
		一部	一部						
⑤	月 日 ~ 月 日	実施	達成			送り(有・無)			
		一部	一部						
特記事項				実施後の変化(総括) 再評価日：平成 年 月 日					
上記計画の内容について説明を受けました。				上記計画書に基づきサービスの説明を行い					
平成 年 月 日				内容に同意頂きましたので、ご報告申し上げます。					
ご本人氏名：				平成 年 月 日					
ご家族氏名：				介護支援専門員様/事業所様					

○目標やサービス提供内容の達成状況・評価

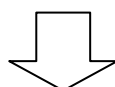
①通所介護[居宅基準省令第99条第5項]

地域密着型通所介護[地域密着型基準省令第27条第5項]

(地域密着型)通所介護事業者は、それぞれの利用者について、(地域密着型)通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

②介護予防通所介護[予防基準省令第109条第9号]

介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うものとする。



解決すべき課題の変化が認められる場合は、担当の介護支援専門員とも相談の上、必要に応じて(介護予防/地域密着型)通所介護計画の変更を行うこと。

○外出サービス[解釈通知第3の六 3-(2)]

指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができる。

- ①あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること
- ②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

<適切な事例>

- ・リハビリを兼ねて近隣の公園を散歩

<不適切な事例>

- ・事業所外の温泉施設等に日帰りの小旅行
 - ・花見・紅葉狩りなどを目的としたドライブ
- ⇒効果的な機能訓練等とはいえない行事等の場合は、介護保険外のサービスとなる。

○送迎に関する位置付け[H27.4.1 平成27年度介護報酬改定Q&A (Vol.1)]

- ・個別サービス計画(通所介護計画)上、送迎が往復か片道かを位置付ける。
⇒実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていない場合は減算となる。
- ・送迎は車両によるものに限らない。(徒歩による送迎も可。)

(4) 非常災害対策

○指摘事項

- ①消火避難訓練を行っていなかった。
- ②消防計画の策定が必要な事業所にも関わらず策定されていなかった。

○基準[居宅基準省令第103条]

指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

○非常災害に関する具体的計画

消防法施行規則第3条に規定する消防計画のことをいう。

<作成例>

事業所の規模ごとに、姫路市消防局ホームページに掲載

[URL] http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/dwnfile/_20748.html

○避難、救出その他必要な訓練[消防法施行規則第3条第10項第11項、消防法施行令第3条の2第2項]

消防計画に基づいて、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施。

防火管理者の選任が必要な事業所については、消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

※避難訓練等の内容については、「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」参照（H21.10.27 全国消防長会通知）

○防火管理者の選任が必要な事業所

用途区分	対象事業所	収容人員 (従業員+利用者)	防火管理者に必要な講習の種類
(6) 項ロ	宿泊サービスを実施している通所介護事業所で、宿泊利用者全体の半数以上が要介護3以上の場合	10人以上	甲種
(6) 項ハ	上記以外の通所介護事業所	30人以上	300㎡未満：乙種 300㎡以上：甲種

○防火管理者の選任が不要な事業所

- ・防火管理について責任者を定め、当該責任者が消防計画に準ずる計画を立案。
- ・当該計画に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施。

3 宿泊サービス（お泊りデイ）について

通所介護事業所が、通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービス（お泊りデイ）を提供する場合は、サービス提供開始前に姫路市へ届け出ることが必要です。

（１）人員に関する指針

宿泊サービス従業者	配置数	資格
責任者	従業者の中から1名	—
看護職員	提供時間帯を通じて1名以上（食事の提供時は、食事介助に必要な員数を確保する等、内容に応じた必要数）	看護師 准看護師
介護職員		介護福祉士 実務者研修 介護職員初任者研修 を有する者が望ましい

（２）設備に関する指針

項目	指針の内容	備考
利用定員	通所介護事業所の利用定員の1/2以下かつ9人以下	
宿泊室	個室 定員：1人または2人（利用者の希望等による場合） 面積：7.43㎡以上	
	個室以外 定員：4人以下 面積：1人あたり7.43㎡以下	プライバシーが確保された構造。 （カーテンは×）
消防設備	消火器	全事業所
	自動火災報知設備	全事業所
	スプリンクラー設備	(6)項口の全事業所、または、 (6)項ハで床面積6,000㎡以上
	消防機関へ通報する火災報知設備	(6)項口の全事業所、または、 (6)項ハで床面積500㎡以上
		既存の建物については、平成30年3月31日までに設置が必要 ※詳細は姫路市消防局予防課まで (TEL：223-9532)

※通所介護事業所として指定を受けた設備以外を利用して宿泊サービスを実施する場合は、有料老人ホームに該当する場合があります。

(3) 運営に関する指針

基本的に、通所介護事業と同様の内容が定められています。

以下に、通所介護事業の定めと異なる点について掲載します。

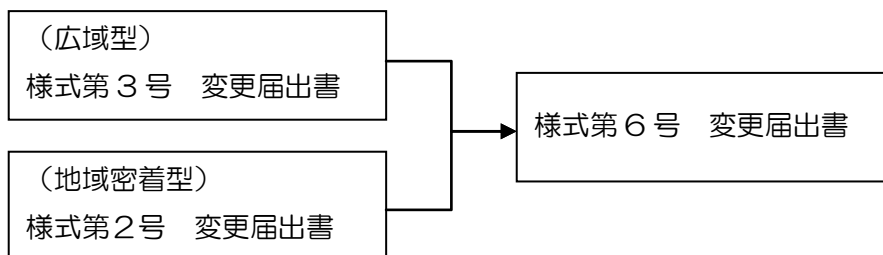
項目	指針の内容
宿泊サービス計画の作成	当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。 【対象】 ・概ね4日以上連続して利用予定がある者 ・4日未満であっても反復的・継続的な利用予定がある者 【配慮すべき内容】 ・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等 ・利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性
食事の提供	栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供すること。 可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援すること。
非常災害対策	定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

4 変更届等について

平成 28 年 9 月中旬（予定）から、変更届等の様式・提出書類を一部変更します。
変更後は新しい様式で作成・提出していただきますようよろしくお願いいたします。

（１）届出様式の共通化

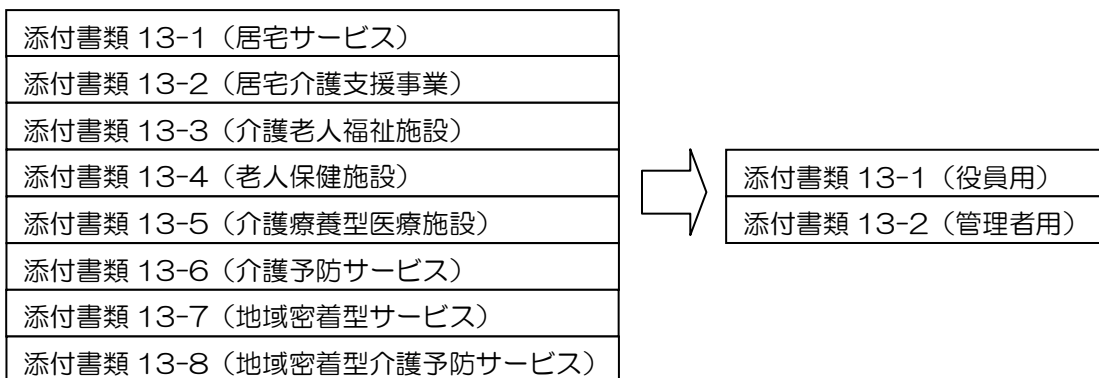
広域型サービス（通所介護・介護予防通所介護）と地域密着型サービス（地域密着型通所介護）で、変更届出書の様式が異なっていましたが、項目を整理した上で、共通の様式に一本化します。



（２）誓約書、役員・管理者名簿の変更

サービス種類ごとに作成が必要だった誓約書（添付書類 13-1～13-8）を一つの様式にまとめます。

また、名簿を役員用と管理者用に分離することで、変更されない部分の記載を省略できるようにします。（例）管理者の変更時には役員の記載は不要）



（３）サービス毎の提出書類一覧作成

指定に関する変更、介護給付費に関する変更、業務管理体制に関する変更を行う際の提出書類一覧について、サービス毎にまとめたものを姫路市監査指導課のホームページに掲載します。